



相 談

消費者ホットライン188番の運用を開始

消費生活センターなどの消費生活相談窓口をご案内する「消費者ホットライン」が、新たに3桁の番号「188番」での運用を開始します。

「いやや(188)！泣き寝入り！」と覚えてください

契約、悪徳商法、製品・サービスによる事故などでお困りの場合には、一

人で悩まずに「消費者ホットライン188番」をご利用ください(年末年始を除いて、原則毎日ご利用いただけます)。※なお、従来からの〔☎0570(064)370〕もご利用可能です。

また、次のとおり本市でも相談を受け付けておりますので、気軽にご相談ください。

●市消費者相談室

とき 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時(祝日、年末年始除く)

ところ 市役所1階市民相談室(内線186) ※電話での相談もできます。

問い合わせ 商工観光課(内線483)

引きこもり相談窓口

15歳(中学校卒業後)からおおむね39歳までの人で引きこもりなどに悩んでいる人とその保護者を対象に、カウンセラーによる相談を実施します。

とき ①8月27日(木)、②9月24日(木)、午後1時～2時30分、午後2時30分～4時

ところ 青少年センター

定員 各1人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み ①は8月6日(木)～20日(木)、②は9月7日(月)～17日(木)までに社会教育課へ(電話申し込み可)

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1人年1回
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く
行政相談	20(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司法書士相談	18(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	28(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談
女性の悩み相談	13(木) 21(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※13(木)は午後3時30分まで
女性のための電話相談	7(金)、14(金)、18(火)、 25(火)、9/4(金)	午前10時～午後2時		【☎(23)0567】、問い合わせ(内線474)、女性の相談員による相談
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可【☎(24)3700】、電話相談も可、祝日を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(26)3676】、祝日を除く
健康相談	10(月)、24(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
心配ごと相談	4(火)、21(金)、25(火)、 9/1(火)	午後1時～4時	総合福祉会館	電話相談も可【☎(25)8200】 ※4(火)、9/1(火)は障がい者の相談、21(金)は司法書士による相談(要予約)、25(火)は女性の相談
	14(金)	午後1時～4時	金剛連絡所	女性の相談日 電話相談も可【☎(29)1401】 障がい者の相談日 (女性や障がい者以外の相談もできます)
	28(金)		かがりの郷	要予約【☎(20)6070】、司法書士による相談
14(金)	午後1時～4時	かがりの郷	要予約【☎(20)6070】、司法書士による相談	
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農業相談	6(木)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】、祝日を除く
商工法律相談	11(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	12(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による税務相談	14(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン【☎188】
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	25(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	19(水)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約、南河内若者サポートステーション【☎(26)9441】
労働相談	13(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線187)
障がい者就業・生活相談	17(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)
住宅関連法律相談	21(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線436、437)、定員6人



講座

防災対策講座「ロケットストーブを作ろう！」

非常時の簡易コンロとして東日本大震災で活躍したロケットストーブを、20%のペール缶2個を使って作ってみませんか。

とき 9月5日(土)、12日(土)、午前9時30分～正午、19日(土)、午前9時30分～午後2時(全3回)

ところ 金剛公民館

内容 ロケットストーブの作成と試験燃焼、簡単非常食作り

対象者 市内在住・在勤の人

持ち物 金切りバサミ、ペンチ、軍手(あれば皮製のもの)

定員 16人

参加費 無料(教材費4000円実費)

申し込み 8月15日(土)(必着)までに、往復はがきに講座名、参加者の住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を記入し、☎584-0072高辺台二丁目1の2

金剛公民館へ(申し込み多数の場合抽選)

※来館して申し込む場合は、返信用のはがきを持参してください。

認知症予防教室

とき 9月4日～25日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分(全4回)

ところ けあばる

内容 認知症に関する講義、認知症予防に役立つ運動や食事など

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 30人

参加費 無料

申し込み 8月25日(火)までにウエルネスけあばるへ

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。



ひきこもり学習会

ひきこもりの支援について一緒に考える学習会を開催します。

とき・内容 ①8月20日(木)、午後2時～4時=漆葉 成彦さん(精神科医)による講演「ひきこもりの理解と関わりかた」、②9月2日(木)、午後2時～4時=石田 貴裕さん(南河内プラッツ代表)による講演「ひきこもりから自立に向けて～当事者支援の立場から家族に伝えたいこと」

ところ 富田林保健所

対象者 ひきこもりの人やその家族、支援者など

定員 ①②各50人(申し込み先着順)

参加費 無料

申し込み いずれも8月6日(木)～10日(月)までに、富田林保健所【☎(23)2684】へ

若さ・健康・体力アップ教室

とき 9月2日～10月21日の毎週水曜日(9月23日は除く)、午後1時30分～3時30分(全7回)

ところ けあばる

内容 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイント、口のケアについてなど

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 30人

参加費 無料

申し込み 8月23日(日)までにウエルネスけあばるへ

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

食のボランティア・食生活改善推進員養成講座

地域で食生活の改善や、市が推進する食育に関する事業に協働で活動していただくためのボランティアを養成する講座です。

とき 9月14日(月)、30日(水)、10月14日(水)、21日(水)、26日(月)、11月5日(木)、午前10時～正午(全6回) ※ただし、10月14日(水)、11月5日(木)は調理実習のため午前10時～午後2時30分に開催。

ところ 保健センター

内容 食生活や運動、休養についての

話、調理実習、健康体操などの実技、交流会など

対象者 市内在住の人

定員 25人(申し込み先着順)

参加費 1700円(テキスト代、調理実習の材料費含む)

申し込み 8月6日(木)～、保健センター【☎(28)5520】へ



教育

放送大学10月入学生募集

放送大学は、テレビなどの放送やインターネットを利用して授業をする通信制の大学で、福祉、経済、歴史、情報、心理学、文学、自然科学など幅広い分野が学べます。



現在、10月入学生を募集しています。募集要項などの資料を無料で送付しますので、詳しくはお問い合わせください。

願書受付期間 8月31日(月)まで

問い合わせ 放送大学大阪学習センター【☎06(6773)6328】 ※ホームページ【<http://www.ouj.ac.jp/>】から出願することもできます。

市民アンケートにご協力を

本市では、市民の皆さんの意見や評価を市政に反映させるため、毎年「市民アンケート調査」を実施しています。

市政全般についての満足度・重要度の傾向や男女共同参画についての意識を把握するため、満20歳以上の市民の中から無作為に抽出された1500人の皆さんに、アンケート用紙を郵送します。

8月下旬に郵送しますので、届いた人はぜひ率直な意見をお聴かせください。



問い合わせ 情報公開課(内線181)

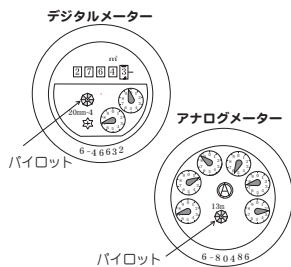
水道管緊急修繕業務を委託しています

緊急の水漏れなどがあった場合、本市では市管工事業協同組合（向陽台一丁目3の11）と委託契約しており、水道管のトラブルに24時間体制で対応しています（出張料は発生しません。ただし、修繕費用は個人負担となります）。
問い合わせ 市管工事業協同組合 ☎0120(032)497（月～金曜日、午前9時～午後5時30分）※その他の時間帯は市役所宿直室 ☎(25)1000へご連絡ください。

水道の漏水にご注意ください

水道水の使用量が増える原因には、使用状況の変化や漏水、季節的な要因などの理由が考えられます。

特に漏水は、はじめのうちはわずかでも、その量は日ごとに多くなっていきます。これが続くと、貴重な水が無駄になり料金も高額になります。水道メーターを確認し、水道を使用していないのにパイロットが回転しているときは、漏水の疑いがありますので市管工事業協同組合 ☎0120(032)497へご相談ください。



募集

けあばる非常勤登録ホームヘルパー募集

勤務時間 月～金曜日の他、土・日曜日、祝日および早朝（午前8時以前）、夜間（午後6時以降）

勤務形態 直接自宅から対象者宅を訪問しケアする直行直帰制

対象者 介護職員初任者研修以上修了者（ホームヘルパー2級以上取得者）、もしくはガイドヘルパー資格取得者

申し込み 休館日を除く午前9時～午後5時にけあばるへ

「デュアルシステム訓練」受講生募集

府では、15歳から39歳までの就労をめどす若者（レイブル）を対象に、同訓練を実施します。

募集科目 JOB実践科（レイブル向け）

訓練期間 10月1日(木)～12月28日(月)
※民間教育訓練実施施設での座学訓練（1カ月）と企業などでの職業実習（2カ月）。

定員 20人

受講費 無料（テキスト代など実費）

申し込み 8月11日(火)までハローワーク河内長野（河内長野市昭栄町7の2）☎(53)3081へ

※9月3日(木)に実施する面接試験により受講生を決定します。

※応募資格や申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 府人材育成課委託訓練グループ ☎06(6210)9531



国民年金

国民年金の届け出を

今年度の保険料は、月額1万5590円です。

保険料の納め忘れがあると、次のようなことがありますのでご注意ください。

①「老齢基礎年金」の受給額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります

②国民年金加入中などに、初診日のある病気やけがで障がいの状態になったときに支給される「障害基礎年金」が受けられないことがあります

③配偶者が死亡したときに、遺族（子のある妻・夫、子）に対して支給される「遺族基礎年金」が受けられないことがあります

■次のようなときは国民年金の届け出をしましょう

手続きには年金手帳、認め印の他、次のとおり各種書類が必要です。



●会社を辞めたとき（20歳以上60歳未満の人）

・厚生年金や共済組合に加入していた人が離職された場合＝雇用保険資格喪失票、離職票、雇用保険受給資格者証
※共済の人は退職辞令が必要です。

●配偶者の扶養から外れたとき

・配偶者の離職により扶養から外れた場合＝雇用保険資格喪失票、離職票、雇用保険受給資格者証

・所得により扶養から外れた場合＝扶養から外れた日の確認できる資格喪失確認通知書など

●海外へ転出する（住所を海外に移す）・海外から転入したとき

・外国人の場合＝入国日が分かるパスポートなど

※届け出方法など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 天王寺年金事務所国民年金担当課 ☎06(6772)7531



講座

終活講座「あなたは安心して旅立ってますか？」

自分らしい人生のエンディングについて学ぶ講座です。

とき 8月30日(日)、午後1時30分～3時30分

ところ 総合福祉会館 ※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

内容 坂口 隆啓さん（坂口医院院長）による終末期医療についての講演、高齢者介護・看護の専門家を交えた質疑応答など

定員 50人（申し込み先着順）

参加費 無料

申し込み 8月6日(木)～23日(日)（必着）までに、はがきまたはEメールで講座名、参加者の氏名（ふりがな）、住所、電話番号、終末期医療・介護・看護について尋ねたいことがあればその内容を記入し、☎584-8691富田林郵便局私書箱40号 くすのき塾事務局〔Eメール npoksnk@gmail.com〕へ

問い合わせ 加藤 一敏さん ☎090(3039)3064



税

個人事業税納税通知書を送付します

8月上旬に納税通知書と第1期分および第2期分の納付書をまとめて送付しますので、それぞれの納付書で納期限までに納めてください。

第1期分の納期限は8月31日(月)です。また、第2期分の納期限は11月30日(月)ですので、納付書は大切に保管し、納め忘れがないようお願いします。※納付には便利で安心、安全な口座振替制度をご利用ください。

問い合わせ 南河内府税事務所(☎25)1131)

家屋の一斉調査にご協力を

税の公平性を図るため、既存家屋の増改築や取り壊しなどの変更の有無を確認する一斉調査を実施します。

調査員が訪問したときは、ご協力をお願いします。調査員は、「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

問い合わせ 課税課(内線113~115)

今月は市・府民税の第2期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

預(貯)金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預(貯)金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます(ペイジー-口座振替受付サービス)。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課(内線121~124)

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	



国民健康保険

限度額適用認定証などの申請を

国民健康保険に加入している70歳未満の人が、入院や外来診療などで医療機関を利用し、窓口での医療費の支払額が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。必要な人は交付申請をしてください。

また、市民税非課税世帯に属する人には、窓口での高額な医療費の支払額が自己負担限度額までとなるとともに、入院時の食事代の一部負担(標準負担額)が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」(70歳未満=白色、70歳以上75歳未満=ピンク色)を交付しますので、必要な人は申請してください。

※すでに「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人も、有効期限が7月末になっていますので更新が必要です。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・高齢受給者証(70歳以上75歳未満の人)
- ・入院時の領収書(26年8月以降の入院日数が90日を越えている人)
- ・前住所地の市町村が発行する世帯全員の27年度の所得証明書(27年1月2日以後に本市に転入した人)

申請の手続き 8月3日(月)~、保険年金課または金剛連絡所へ

問い合わせ 保険年金課(内線150,188)



福祉

後期高齢者医療被保険者証が変わりました

8月1日(木)から同被保険者証は『橙色』に変わりましたので、古い被保険者証『水色』は使えません。新しい被保険者証は7月に郵送しましたので、届いていない人は連絡してください。

問い合わせ 福祉医療課(内線158,159)

後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか

今年度の保険料が決定し、7月に「後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書」を郵送しています。

普通徴収で口座振替を利用されていない人は、お送りした納付書で忘れずに納めてください。

問い合わせ 福祉医療課(内線158,159)



上下水道

安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが、旅行などで長い間留守にされたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し、消毒の効果が薄れることがあります。

また、給水管が鉛の場合、鉛がごくわずかに溶け出すことがあります。通常の使用では水質基準内で問題ありませんが、長時間使用しなかったときは、念のためバケツ一杯分程度、飲み水以外にお使いください。

問い合わせ 水道工務課(内線257)

広告枠